

## 返戻金制度

求職者が入社後、自己都合（丙の死亡、病気、又は会社都合、退職勧奨等の甲の責めに帰すべき事由を除く。）により退職した場合、退職日によって、以下の基準によって計算された金額を、退職月の翌月末日までに求人者指定銀行口座への振込により返還する。振込手数料は、**RUFT** 株式会社負担とする。この場合、求人者の依頼があれば、**RUFT** 株式会社は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

|                       |         |    |
|-----------------------|---------|----|
| (1) 退職日が入社後 1 ヶ月以内の場合 | 報酬額×80% |    |
| (2) 退職日が入社後 3 ヶ月以内の場合 | 報酬額×50% |    |
| (3) 退職日が入社後 6 ヶ月以内の場合 | 報酬額×10% | 以上 |